第３章　教職員の職務と服務規律

１　校長、副校長及び教頭の職務

学校教育法では、小学校には校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を必置とし、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭その他必要な職員を任意に置くことができる、としているとともに、その職務についても規定している。この規定は、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用され、高等学校にも同様の規定がある。（高等学校は養護教諭の必置規定はない。）

※　教頭、養護教諭及び事務職員の設置については、学校教育法第37条第３項に例外規定あり

学校教育法第37条第2項
〃　第49条
〃　第49条の8
〃　第62条
〃　第68条
〃　第82条

(1) 校長の職務

①　校長の職務権限

学校教育法では、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定している。この規定は、校長の職務権限を基本的かつ包括的に明らかにしたものである。

〃　第37条第4項

校長は、学校における最高責任者として、学校全体の仕事を掌握し、校務を所属職員に分担させて処理し、その校務が適切に行われているかどうか、法令等に違反しないかどうかなど、職員の職務上のことについて指示・監督を行うものであり、また、身分上の上司として、職員が服務規律を遵守しているか否かなど、身分上の監督をも行う。

②　校務の範囲

校務とは、学校教育の目的達成のための、あるいは学校運営に当たって必要とされる「学校全体の仕事」を指し、教諭のつかさどる教育の仕事も含まれる。校務を大別すると、次のとおり整理される。

ア　学校教育の内容に関すること
イ　教職員の人事管理に関すること
ウ　児童・生徒の管理に関すること
エ　施設・設備の管理に関すること
オ　その他学校運営に関すること

（事例研究）東京地裁判決（昭和32年8月20日）要旨

教育委員会は、学校の管理権を有しその事務を執行するものである。そして学校教育法第28条は、小学校の校長は校務を掌り、所属職員を監督すると規定し、同法第40条によって中学校に準用されているので、小中学校長は教育委員会の指揮監督に服し、その補助機関として校務につき所属職員を指揮監督する立場にあることは明らかである。

しかして、右にいう校務とは、学校の運営に必要な校舎等の物的施設、教員等の人的要素及び教育の実施の三つの事項につきその任務を完遂するために要求される諸般の事務を指すものと解すべきである。

③　校長の具体的な校務

校長の処理する校務は、上記の包括的な校務のほか、法令上の根拠から分類すると次のように整理される。

ア　校長の職務として具体的に規定されている事項

学校教育法施行規則によるもの（指導要録の作成、児童・生徒の懲戒、卒業証書の授与、高校入学・転学の許可等）、地方教育行政法に

よるもの（職員の進退に関する意見具申）、学校保健法によるもの（伝染病予防のための出席停止）等がある。

イ　学校の管理機関である教育委員会から、教育長を通じて委任された事項又は補助執行を命じられた事項勤務時間の割振り、年次休暇や特別休暇の承認、職員の出張命令、時間外勤務命令等があげられる。

ウ　施設の長として当然処理すべき事項

個々の法令や職務命令をまつまでもなく処理しなければならない事項で、施設設備の保全管理等があげられる。

(2) 副校長の職務

① 校長の補佐と校務の処理　　学校教育法第37条第5項

副校長は、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう学校運営体制の充実を図るため、新たな職として置くことができることとしたものである。

副校長の職務は、学校教育法で「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。これは、副校長が校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理するということである。

② 副校長の職務代理・職務代行　　〃　第37条第6項

副校長は、「校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。」こととされ、副校長の職務代理・職務代行が規定されている。

(3) 教頭の職務　　〃　第37条第7項

① 校長及び副校長の補佐と校務の整理

教頭の職務は、「校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」ということである。

「校長を（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）助け、校務を整理し」とは、校長及び副校長の職務権限の行使について直接補佐し、学校全体の仕事を整理するということである。整理の機能において重要なことは「調整」であり、校長が校務をつかさどるに必要な校務分掌事務の統合調整や校内人事関係の調整などが主なものとなる。

また、教頭については、校長のように「所属職員を監督する」という規定がないので、そのまま当然に所属職員を監督できるということにはならないが、校長を助け、校務を整理する一つの形態として、校長の行う「所属職員を監督する」職務を補佐するのであるから、その意味で教頭は所属職員を監督することができる立場にあるということができる。

また、「必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる」とは、教諭の休暇や研修等による授業の穴埋めや教員の不足等に対処するため、必要に応じ児童の教育を行うことができるということである。

② 教頭の職務代行　　学校教育法第37条第8項

教頭は、「校長（副校長を置く学校にあっては校長及び副校長）に事故があるときはその職務を代理し、校長（副校長を置く学校にあっては校長及び副校長）が欠けたときはその職務を行う。この場合において、教頭が２人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し

、又は行う。」こととされ、学校教育法上教頭の職務代理・職務代行が明確化されている。「校長及び副校長に事故があるとき」とは、校長及び副校長が長期又は遠隔の旅行・病気その他の事由によりその職務を自ら行いえない場合等であって、この場合に、校長にあらかじめ職務代理者として指定された教頭が、校長の職務代理者であることを明示して自己の名をもってその職務を行うのである。実際上は、個々具体的な場合について、校長がその職務につき自ら意思を決定し、かつ、校務について所属職員を有効に指揮監督し得るか否かという観点から判断することとなる。また、「校長及び副校長が欠けたとき」とは、校長及び副校長が死亡したときや転任して後任の校長及び副校長の発令遅延による欠員期間などであり、教頭が校長の職務代行者であることを明示して自己の名をもって校長の職務を行うのである。

なお、「職務代理」及び「職務代行」に係る届出の書式は、次のとおりである。

職　務　代　理
校長が長期の研修、療養等の事由により、その職務を自ら行いえない場合、教頭が校長の職務代理者であることを明示して、自己の名をもってその職務を行う場合。

校長職務代理届

このことについて、次のとおりお届けします。

記

校長に事故があると認められる期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

理　由

校長職務代理者
　教　頭　　氏　　名

　　年　　月　　日

○○市（町村）教育委員会
山梨県教育委員会　　殿

○○市（町村）立○○小（中）学校
山梨県立○○高等学校
校長　　氏　　名　　［印］
（公印）

職　務　代　行
校長が死亡した場合等後任未定の間、教頭が校長の職務代行者であることを明示して、自己の名をもって職務を行う場合。

校長職務代行届

このことについて、校長が欠けたので、次のとおりお届けします。

記

校長が欠けた日　　年　　月　　日

欠けた理由

校長職務代行者　　教頭　　氏　　名

職務代行期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

年　　月　　日

○○市（町村）教育委員会
山梨県教育委員会　　殿

○○市（町村）立○○小（中）学校
山梨県立○○高等学校
教頭　　氏　　名　　［印］
（私印）

2　教諭等の職務

主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務内容は、学校教育法第37条第9項から第14項に規定されている。

学校教育法37条第9項～第14項

第９項「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。」

第10項「指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」

第11項「主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」

第12項「教諭は、児童の教育をつかさどる。」

第13項「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」

第14項「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」

この規定は、主たる職務についての摘示であり、このほか校務分掌として命ぜられた職務や付随的業務にも従事しなければならないのは当然のことである。

なお、この規定は、小学校について定めたものであるが、第49条で中学校に、第49条の８で義務教育学校に、第62条で高等学校に、第68条で中等教育学校に、第82条で特別支援学校にそれぞれ準用されている。

学校教育法第49条
〃　第49条の8
〃　第62条
〃　第68条
〃　第82条

教諭の職務の範囲

教諭の職務の範囲について、学校教育法第37条第12項の規定を限定的に解釈して、校長の職務命令を排除しようとする論がある。この論は、学校教育法第37条第４項の「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」という規定の校長のつかさどる 「校務」を、学校において行われる仕事の一部であり、「教育」は含まれないものであるとし、教諭の職務は「児童の教育」に限定されるものであり、それ故校長は、教諭の職務すなわち「児童の教育」について命令することはできず、またそれ以外の宿日直勤務等を命ずることもできないと主張するものである。

〃　第37条第12項
〃　第37条第4項

しかし、「校務」とは学校において行われるべき仕事全体と考えるべきである。したがって、校長は当然所属職員に校務を分掌させ、所属職員を指揮監督して学校の仕事を遂行していくのであり、 教育の事業も含まれるのである。教諭は学校の所属職員である。学校教育法第37条第12項の規定を、教諭が校長の監督の下に校務を分担すべき地位にあるということを否定すると解することはできない。この規定は、教諭の主たる職務を規定したものである。教諭の職務を 「児重の教育」に限定する主張は妥当なものとはいえない。

3　職務命令

(1) 職務命令の種類及び形式

地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）は、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定している。

地公法第32条

この規定にいう「職務上の命令」には、職務を遂行するに当たって直接職務に関係して発せられる命令（学級担任や各種主任を命じたり、旅行命令を発すること。）のほか、職員の公務員としての身分に基づいて発せられる命令（身分上の義務に違反することのないように発せられる命令）を含むものである。

職務命令の形式については別段の定めはないので、文書によることも口頭によることも自由である。しかし、重要なものとか特に正確を期すべきものについては、文書の形式で発しておくのが適当である。

(2) 職務命令の範囲

① 職務上の命令

職務上の命令が有効に成立するためには、一般に次の要件が必要とされている。

ア 権限ある職務上の上司から発せられたものであること。

イ 職員の職務に関するものであること。

ウ 法律上の不能又は事実上の不能を命ずるものでないこと。

エ 命令を受ける職員の職務上の独立に関するものでないこと。

「職務上の上司」とは、 職務の遂行について職員を指揮監督する者である。学校の職員についていえば、校長はすべての職員に対して職務上の上司であり、教頭は校長以外の職員に対して職務上の上司である。

また、学校を管理する教育委員会は、学校の全職員の職務上の上司であり、その権限に基づいて職務命令を発することができる。

複数の職務上の上司から職務命令が発せられ、その内容が競合する場合はより上級の職務上の上司の命令が優先し、下級の職務上の上司の命令は、その抵触する限度において効力を生じないということになる。

「職務」とは、第１次的な法令、条例、規則、規程等の法規で定まり、第２次的には上司の命令によって具体化される。

教諭の職務については、学校教育法第 37 条第 12 項の「教諭は、児童の教育をつかさどる。」という規定がある。この規定は、教諭の主たる職務を摘示したものであり、所属長は必要に応じて教育以外の職務を命ずることができるものであり、教諭の職務は、教育のみに限定されるものではない。

「法律上の不能」とは、廃止された条例や規則の執行を命じたり犯罪行為を命ずることである。

「事実上の不能」とは、物理的に、あるいは社会通念上実行不可能なことをいう。

「職務上の独立」とは、職務の遂行にあたって他の指揮監督を受けないことをいい、裁判官や公正取引委員会の委員などに顕著であるが、教諭の職務についてはあたらない。

② 身分上の命令

身分上の命令が有効に成立するためには、 次の要件が必要とされている。

ア 権限ある上司から発せられるものであること。

イ 公法的規律に服する公法上の関係に照らして社会通念上合理的範囲内に属する命令であること。

「上司」とは、一般的にいえば、職員の任免や懲戒等の権限を有する者を含め、職員の身分上の監督権限を有する者であり、身分上の命令もその公法的規律に服する公法上の関係を有するものである以上命令権の範囲は、社会通念上合理的な範囲に限られる。

（事例研究）仙台高裁判決（昭和44年2月19日）要旨

職員が上司の職務命令を違法であるとして、その命令への服従を拒否し得るのは、一見明瞭な形式的適法性を欠く場合に限るべく、実質的な内容に立ち入って審査しなければ容易に適法か違法か判明しない場合には、職員にその適否を審査する権限はなく、たとえその主観において、職務命令の内容が違法または不当と考えられるものであっても、それが客観的に違法であることが明白でない以上、職員はこれを拒否することができず、ただ職務上の上司に対してこれに関する意見を述べることができるに過ぎないものと解するのが相当である。

4 教職員の服務

地方公務員である教職員は、全体の奉仕者として、また、公共の福祉の擁護者としての使命を持っており、その職務の遂行にあたっては、公共性や中

憲法第15条
地公法第30条

立性が要求され、民間企業従事者と異なった規範が設けられている。

その具体的な内容については、地方公務員法及び教育公務員特例法に定められているが、この規定の内容は、公務員たる身分に伴う義務（身分上の義務）と職務の遂行にあたり守るべき義務（職務上の義務）を含み、また公務員として在職中の義務だけでなく、退職後も守るべき義務を含んでいる。

この規定は、一部の例外を除いて職員の仕事の種類や地位とは関係なく、すべての職員に適用され、さらに条項によっては、休暇・休職・停職中の職員にも、また、勤務時間の内外を問わないで適用される。

(1) 服務の根本基準

地方公務員法は服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。これは公務員が一般の雇用関係と異なり、行政の遂行を地方公共団体の住民から信託されたものであることから、現実に職務を執行していない場合にも、あるいは退職後にも妥当する原理といえる。

さらに教育基本法は「法律に定める学校の職員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定しているが、これは公立学校の教職員は、単に公務員としてのみならず、その使命と職責の重要性を踏まえ、学校教育の本質からも全体の奉仕者たるにふさわしい行動をとることが要求されているからである。

教育基本法第９条

(2) 服務の宣誓

服務の宣誓は、職員が公務員関係に入ることによって生じる服務義務に従うことを住民に対し宣誓するものであり、職員の倫理的自覚を促すことを目的とする制度である。

米国では、憲法により、行政官は宣誓又は確約によって憲法を支持する義務を負うこととされ、このような制度の影響により戦後我が国の公務員制度に取り入れられたものである。

地公法第31条
職員の服務の宣誓に関する条例

(3) 法令等および上司の職務上の命令に従う義務

地方公務員法は「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定している。教職員は法令に従って職務を遂行しなければならないが、さらに上司の職務上の命令にも従わなければならない。すなわち、教職員は、法令に従って具体的にどのように職務を遂行すれば、その目的を達成することができるかを判断して現実に職務を行うことになる。

地公法第32条
地教行法第43条

(4) 職務に専念する義務

地方公務員法は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定している。職務に専念しなければならないということは、戦前の官吏のように、無定量の勤務義務を負うことではなく、割り当てられた勤務時間内に限るものであることはいうまでもない。

地公法第35条

なお、法律または条例に特別定められた場合は、逆に職務に専念する義務が免除されることがある。

(5) 信用失墜行為の禁止

地方公務員法は「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定している。教職員は職務を遂行するに当たっては勿論のこと、職務外においても社会的な非難を受けるような行為は厳に慎まなければならない。民間人であればあまり非難をうけるようなことのない行為であっても、公務員、特に教職員が行えば、ことさら強く非難される場合もあり、同じ全体の奉仕者であっても、教職員の場合は、教育が教員個々の人格に負うところが非常に大きいからである。交通事故等においても、教員の場合ことさらに取り上げられるのも、児童・生徒への影響力を考慮したことにほかならない。

地公法第33条

(6) 秘密を守る義務

地方公務員法は「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定している。ここにいう「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」ということの意味である。住民の信託を受けて公務の遂行にあたる職員が住民個人の不利益となるような個人的秘密を漏らしたり、究極的には住民全体の不利益となる公的秘密を漏らしたりすれば、住民の信頼を裏切り行政の障害となるから、このような規定がなされているのである。特に教職員の場合は児童・生徒の特殊な家庭事情とか、試験問題等が秘密の例としてあげられるが、この義務は、在職中はもちろんのこと、退職した後も同様に守らなければならないものである。

地公法第34条
〃　第60条
〃　第62条

(7) 営利企業等の従事の制限

地方公務員法は「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定しており、また「人事委員会は、人事委員会規則により任命権者の許可の基準を定めることができる。」としている。

地公法第38条

公務員はなぜ営利企業等の従事制限があるかといえば、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、営利企業等に従事することによってこの義務が十分に遂行されないことがあるからである。

地公法第30条
〃　第35条
〃　第38条

教育公務員については、教育公務員特例法により「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。」とされている。また、任命権者が許可を与える場合にも、人事委員会が定め

教特法第17条

地教行法第 47 条

た許可の基準によることを要しないとされている。この結果、教育公務員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、次のような特別の扱いがされることとなる。

なお、県立学校教職員については次の様式にて県教育委員会に願い出ること。

また、県費負担教職員については県立学校教職員に準じて市町村教育委員会へ願い出る。

判断が困難なケースも予想されるため事前に県教育委員会に協議されたい。

(8) 政治的行為の制限

教育の政治的中立性は、国民の教育を受ける権利、教育の機会均等などと同様、公教育の基本原理の一つとされ、教育公務員に対する政治行為の制限は、一般の公務員に対する制限以上に厳しく定められている。

教育基本法は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定し、教育の政治的中立の原理から①党派的政治教育の禁止、②教職員の政治活動の制限が課せられている。

教育基本法第 14 条

① 党派的政治教育の禁止

教育基本法に基づいて、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」が制定されている。これは特に心身ともに未熟な児童・生徒の教育を行う義務教育段階においては、一党一派に偏する教育は影響がきわめて大きいところにあるからである。同法は、特定の政党等の勢力の伸長または減退をはかるため、職員団体等の組織を通じて行う偏向教育等の教唆、せん動を禁止している。そしてこのような教唆、せん動を行ったものに対しては、同法第４条により刑事罰が科せられている。

教育基本法第 14 条第２項

② 教職員の政治活動の制限

一般の地方公務員については、 地方公務員法第36条に規定する政治的行為が禁止されるにすぎないが、公立学校教職員の場合は、その職責の特殊性から、教育公務員特例法第18条第１項「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。」が適用され、制限事項及び制限される地域の範囲が地方公務員より一層きびしく規定されている。また、公職選挙法では、公務員の地位を利用した選挙運動の禁止規定にさらに特例があり、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されている。

教育公務員特例法第 18 条
地公法第 36 条

(9) 争議行為等の禁止

憲法で保障している勤労者の団結権、団体交渉権及び争議権は労働基本権（労働三権）と呼ばれ、労働者と使用者の関係を原則的に対等な立場においてある。しかしながら地方公務員は、地方公共団体の住民全体に対して奉仕する公務員であるから、労働基本権が制限され、住民に対して同盟罷業、怠業等の争議行為を行ったり、住民を代表する使用者としての地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行うことは地方公務員法に

憲法第 28 条

地公法第 37 条
地教行法第 47 条

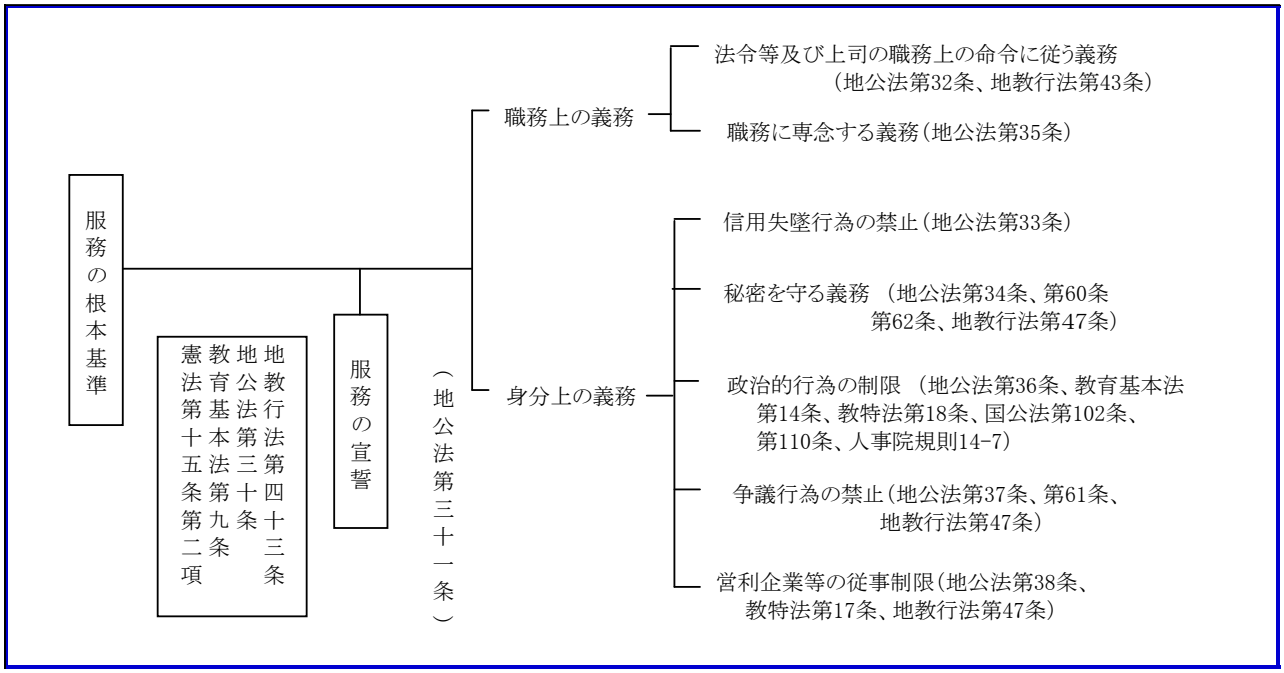
より禁止されている。

教職員の行う争議行為についてみれば、教職員の職務は次代の国民を教育するものであり、その職務の公共性は非常に高いもので、授業を中心として児童・生徒の教育に障害をもたらすものは、すべて違法性を有する争議行為といえる。違法な争議行為に参加した者、あるいはそれをあおる等の行為をした者は懲戒処分の対象となるほか刑事責任を問われる場合もある。

なお、企業職員及び単純労務職員については、職務の特殊性により、地方公務員法第 37 条は適用されず、代わって地方公営企業等の労働関係に関する法律第 11 条及び第 12 条が適用される。

地公法第 61 条

（参考図）



（参　考）

営利企業等の従事の制限について

1　教育に関する他の職の兼職

地方公務員法第24条第４項では、「職員は他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。」こととされているが、教育公務員が、教育に関する他の職を兼ねる場合で、任命権者が認める場合には、給与を重複して支給されることが可能とされている。なお、教育に関する職以外については、このような特例はなく、給与の重複支給はできない。

2　教育に関する事業若しくは事務の従事

地方公務員法第38条により、報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合には、人事委員会規則で定める許可の基準に基づく任命権者の許可を得ることが必要であるが、教育公務員が教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、任命権者が本務の遂行に支障がないと認定すれば許可を与えることができるとされ、許可の要件が緩和されている。

（参考）

県人事委員会規則（営利企業等の従事制限に関する規則第３条）

次の各号に該当すると認めるときは、これに許可を与えてはならない。

①　職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

②　企業、事業又は事務が職員の勤務する機関に密接な関係にあって利害関係の生じるおそれがある場合

③　企業、事業又は事務の性質上、これに従事することが公務員として適当でないと認めた場合

（行政実例）

①　勤務時間外に営利企業に従事する場合も、任命権者の許可が必要であるか。

答）　地方公務員法第38条の規定は、勤務時間内は勿論、勤務時間外においても職員に適用されるものと解する。（S26.12.12地自公発第549号）

②　職員が寺院の住職を兼ね、葬儀、法要等を営む際布施その他の名目により事実上当該職員の収入がある場合は営利企業従事の許可を要するか。

答）　当該職員の収入は一般的には「報酬」と考えられないので、設問の場合は、地方公務員法第38条第１項の「報酬を得て事業に従事する」ものとは解しない。

（S26.6.20地自公発第255号）

③　公立学校の教育公務員が農業協同組合理事に就任することは差支えないか。

答）　当該教育公務員が農業協同組合員であると否とを問わずその手当、報酬等は規約の定めるところによるものであって、それらの給与を受けないものとされる場合は兼職は自由であり、受けるものとされている場合は「報酬ヲ受クベキ事務」とみなし、任命権者の許可を得ることを要する。（S24.10.3委調第36号文部省回答）

（※　農業協同組合は営利を目的とする団体ではないと解されている。）

（別紙様式）

年　　月　　日

山梨県教育委員会　殿

所　　属
職・氏名　　印

営利企業等従事許可申請書

山梨県立学校処務規程第１９条の規程に基づき、下記のとおり営利企業等に従事したいので許可を申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="4">1　営利企業等の概要</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td></td><td rowspan="2">事業内容</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">2　従事内容</td></tr>
<tr><td>就こうとする職の名称、勤務内容</td><td></td><td>報酬等</td><td></td></tr>
<tr><td>従 事 期 間</td><td></td><td>正規の勤務時間内における従事時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">3　営利企業等に従事を必要とする理由</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">4　営利企業との関係及び職務遂行に与える影響等についての学校長の意見</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">年　月　日
職　氏名　　印</td></tr>
</table>

（参　考）

公立学校教職員に禁止されている選挙運動等に関する行為の具体例

行　為　の　例	関 係 条 文
	（規則6-①⑧等とあるのは、人事院規則14-7第6項第1号及び第8号等を示す）
1 候補者の推薦等	
(1)　特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。	公選法136の2,137 規則6-①⑧⑪、
(2)　校長・教員の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。	公選法136の2,137 規則6-①⑧他
(3)　特定の候補者を支持するため、校長・教員の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	公選法136の2,137 規則6-①⑤⑥
2 投票の依頼又は勧誘	
(1)　PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。	公選法136の2,137 規則6-①⑧⑪
(2)　学校における児童・生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。	公選法136の2,137 規則6-①
(3)　家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。	公選法136の2,137 規則6-①⑧
(4)　選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。	規則6-⑧
(5)　教職員としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	公選法136の2,137 規則6-①⑧
3 署名運動	
(1)　特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。	公選法138の2 規則6-⑨
(2)　(1)の署名運動に協力するよう勧誘すること。	規則6-⑨
4 デモ行進	
(1)　特定の政党や候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。	規則6-⑩
(2)　選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど気勢をはること。	公選法140
5　新聞、雑誌、ビラ等	
(1)　特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、次のような行為をすること。 ア 発行すること。 イ 回覧に供すること。 ウ 掲示し又は配布すること。 エ 多数の人に朗読して聞かせること。 オ 以上の用に供するために著作し又は編集すること。	公選法142,143, 146,148,規則6-⑬
(2)　特定の政党の機関紙や刊行物（国政に関する重要政策等を記載したパンフレットを含む。）の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。	規則6-⑦
6 広告、ポスター、あいさつ状等	規則6-⑬
(1)　選挙用ポスターをはってまわること。	公選法136の2,137
(2)　受持ちの児童生徒に上記のポスターをはらせること。	規則6-①

行　為　の　例	関 係 条 文
(3)　特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。	公選法136の2,137 142　規則6-①⑬
(4)　選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。	公選法142、143、146　規則6-⑬
(5)「○○候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁にはること。	公選法143、145 規則6-⑬
(6)　以上の例のほか、選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。	公選法146 規則6-⑬
(7)　選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。	公選法136の２、137　規則6-①
7　演説等	
(1)　選挙運動のための個人演説会又は街頭で演説すること。	規則6-⑧⑪
(2)　不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。	規則6-⑪
(3)　選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。	公選法225、230
8　資金カンパ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参与し、又はその集金を援助すること。	規則6-③
9　その他	
(1)　選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。	公選法151の5 規則6-⑪
(2)　受け持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。	公選法225、136の2、137 規則6-①
(3)　勤務時間中において、いわゆる紹介カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。	地公法35
(4)　勤務時間の内外を問わず、選挙運動のために、公の設備である学校の電話、ＦＡＸ、パソコン、コピー機等を用いること。	地公法33

（参　考）

教義　第３－１２号
平成１１年３月５日

各　教　育　事　務　所　長
各市町村（組合）教育委員会教育長　　殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県教員等海外旅行取扱基準の改正について（通知）

このことについては、平成 10 年６月 30 日付け教義第４－51 号の通知により運用しているところですが、著しい国際化の進展に鑑み、事務処理を簡素化し効率的な学校運営を目指すため、別添のとおり「山梨県教員等海外旅行取扱基準」を改正し、平成 11 年４月１日から適用することとしましたので、事務処理にあたっては、遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成 10 年６月 30 日付け教義第４－51 号で通知した基準は、平成 11 年３月 31 日をもって廃止します。

また、市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管下小中学校に対してこの旨周知していただくとともに、その適切な運用についてご指導お願いいたします。

おって、この基準の取扱に疑義があるときは、県教育長との協議事項以外のものであっても、予め協議してください。

義務教育課人事担当
電話　055-223-1757

山梨県教員等海外旅行取扱基準（小中学校）

（目　的）

第１　この基準は、市町村（組合）立小中学校に勤務する教員等の海外旅行についての取扱基準を定め、服務上の適正を期することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 教員等一校長及び教員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

(2) 教育長一その者の勤務する市町村（組合）の教育委員会教育長をいう。

（海外旅行の区分等）

第３　教員等の海外旅行の区分及び手続きは、次のとおりとする。

(1) 有給休暇による海外旅行（別表第１関係）

有給休暇による海外旅行は、別表第１の区分に定めるものとし、その手続きは、県及び各市町村の条例、規則、規程等の定め（以下「条例等」という。）に従って処理するものとする。

(2) 職務専念義務の免除による海外旅行（別表第２関係）

職務専念義務の免除による海外旅行は、別表第２の区分に定めるものとし、その手続きは、条例等の定めに従って処理するものとする。

(3) 旅行命令による海外旅行（別表第３関係）

旅行命令による海外旅行は、別表第３の区分に定めるものとし、その手続きは、条例等の定めに従って処理するとともに、別表第３の(1)により旅行命令を行つたときは、旅行命令日以後１ヶ月以内に、別紙様式により県教育長に報告するものとする。

(4) 研修発令による海外旅行（別表第４関係）

研修発令による海外旅行は、別表第４の区分に定めるものとする。

（報告書の提出）

第４　教員等は、別表第２の１及び２の(2)による海外旅行を実施した場合は、帰国後、速やかに「海外研修報告書」（様式は任意）を教育長に提出するものとする。

（その他）

第５　職務専念義務の免除及び旅行命令による海外旅行について、その取り扱い区分等の判断に疑義あるときは、県教育長と事前に協議するものとする。

別表第１　有給休暇による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
１　年次有給休暇による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間		条例の定めにより処理する。
２　特別休暇による海外旅行	随時、条例等に定められた期間	忌引、婚姻休暇、夏季休暇による海外旅行	条例の定めにより処理する。左記以外の特別休暇は、県教育長と事前に協議すること。

別表第２　職務専念義務の免除による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
１　自主研修のための海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	自主的に行う研修のための海外旅行で次の場合 (1) 研修内容が職務に関連深く、その者が当該研修において修得した知識、技能が今後の職務に真に役立ち、教育効果が認められると判断される場合 (2) 国、地方公共団体、教育関係団体（共済組合、互助会、教育会）等が主催するもので、県教育委員会が適当と認めたもの	条例の定めにより処理する。 帰国後速やかに報告書を提出すること。
２　国、地方公共団体、教育関係団体等公益的団体（以下「国等」という。）からの派遣依頼等による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	派遣内容が職務に関連深く、その者が当該旅行において修得した知識、技能が今後の職務遂行上広く役立つと判断される次の場合 (1) 国等から、次の目的のため派遣依頼、委嘱等のあった場合。ただし、原則として依頼等をした団体が経費の全部若しくは一部を負担する場合に限る。 ①　視察に参加する場合 ②　スポーツ大会等に参加する場（国際大会等に選手又は役員として参加、国際親善試合等に参加若しくは児童生徒を引率して参加する場合を含む） ③　講演、講義、演技等を行う場合 ④　講演、講義、講習会等を聴講する場合 ⑤　姉妹都市、友好都市等との交流のための諸事業に参加する場合 (2) 国等が主催する海外研修視察等であって、その団員等を公募し、旅行する場合。ただし、原則として主催団体が旅費の全部又は一部を負担又は補助する場合に限る。	条例の定めにより処理する。 応募する場合は、事前に教育長の承諾を要する。帰国後速やかに報告書を提出すること。
３　国際会議に出席するための海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	外国の教育関係団体等の主催する会議に国内の各種団体等の代表として参加する場合	条例の定めにより処理する。

別表第３　旅行命令による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
旅行命令による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	(1) 文部省、県教育委員会、市町村教育委員会等が主催する事業等に参加する場合 (2) 市町村教育委員会が主催する姉妹都市（校）交流等で児童生徒を引率する場合 (3) 修学旅行で児童生徒を引率する場合等	条例の定めにより処理する。 (1) により旅行命令を行ったときは、命令日後１ヶ月以内に別紙様式により、教育長に報告する。

別表第４　研修発令による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
研修発令による海外旅行	随時必要と認める期間	文部省、県教育委員会が主催する教員等海外長期・短期研修等	

（参　考）

教 高 第３－１２号
平成１１年３月５日

各県立学校長　　殿

教　　育　　長
（公印省略）

山梨県教員等海外旅行取扱基準の改正について（通知）

このことについては、平成１０年６月３０日付け教義第４－５１号の通知により運用しているところですが、著しい国際化の進展に鑑み、事務処理を簡素化し効率的な学校運営を目指すため、別添のとおり「山梨県教員等海外旅行取扱基準」を改正し、平成１１年４月１日から適用することとしましたので、事務処理にあたっては、遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成１０年６月３０日付け教義第４－５１号で通知した基準は、平成１１年３月３１日をもって廃止します。

また、この基準の取扱に疑義があるときは、教育長との協議事項以外のものであっても、予め協議してください。

高校教育課人事担当
電話　055-223-1758

山梨県教員等海外旅行取扱基準 （ 県立学校）

（目的）

第１　この基準は、県立学校に勤務する教員等の海外旅行についての取扱基準を定め、服務上の適正を期することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この基準において教員等とは、校長及び教員（実習助手・寮母を含み、臨時的任用職員を除く。）をいう。

（海外旅行の区分等）

第３　教員等の海外旅行の区分及び手続きは、次のとおりとする。

(1) 有給休暇による海外旅行（別表第１関係）

有給休暇による海外旅行は、別表第１の区分に定めるものとし、その手続きは、県条例、規則、規程等の定め（以下「条例等」という。）に従って処理するものとする。

(2) 職務専念義務の免除による海外旅行（別表第２関係）

職務専念義務の免除による海外旅行は、別表第２の区分に定めるものとし、その手続きは、条例等の定めに従って処理するものとする。

(3) 旅行命令による海外旅行（別表第３関係）

旅行命令による海外旅行は、別表第３の区分に定めるものとし、その手続きは、条例等の定めに従って処理するとともに、別表第３の(1)により旅行命令を行ったときは、旅行命令日以後１ヶ月以内に、別紙様式により教育長に報告するものとする。

(4) 研修発令による海外旅行（別表第４関係）

研修発令による海外旅行は、別表第４の区分に定めるものとする。

（報告書の提出）

第４　教員等は、別表第２の１及び２の(2)による海外旅行を実施した場合は、帰国後、速やかに「海外研修報告書」（様式は任意）を教育長に提出するものとする。

（その他）

第５　職務専念義務の免除及び旅行命令による海外旅行について、その取り扱い区分等の判断に疑義あるときは、教育長と事前に協議するものとする。

別表第１　有給休暇による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
１　年次有給休暇による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間		条例の定めにより処理する。
２　特別休暇による海外旅行	随時、条例等に定められた期間	忌引、婚姻休暇、夏季休暇による海外旅行	条例の定めにより処理する。左記以外の特別休暇は、教育長と事前に協議すること。

別表第２　職務専念義務の免除による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
１　自主研修のための海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	自主的に行う研修のための海外旅行で次の場合 1) 研修内容が職務に関連深く、その者が当該研修において修得した知識、技能が今後の職務に真に役立ち、教育効果が認められると判断される場合 (2) 国、地方公共団体、教育関係団体（共済組合、互助会、教育会）等が主催するもので、県教育委員会が適当と認めたもの	条例の定めにより処理する。 帰国後速やかに報告書を提出すること。
２　国、地方公共団体、教育関係団体等公益的団体（以下「国等」という。）からの派遣依頼等による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	派遣内容が職務に関連深く、その者が当該旅行において修得した知識、技能が今後の職務遂行上広く役立つと判断される次の場合 (1) 国等から、次の目的のため派遣依頼、委嘱等のあった場合。ただし、原則として依頼等をした団体が経費の全部若しくは一部を負担する場合に限る。 ①　視察に参加する場合 ②　スポーツ大会等に参加する場合（国際大会等に選手又は役員として　参加、国際親善試合等に参加若しく　は児童生徒を引率して参加する場　合を含む） ③　講演、講義、演技等を行う場合 ④　講演、講義、講習会等を聴講する場合 ⑤　姉妹都市、友好都市等との交流のための諸事業に参加する場合 (2) 国等が主催する海外研修視察等であって、その団員等を公募し、旅行する場合。ただし、原則として主催団体が旅費の全部又は一部を負担又は補助する場合に限る。	条例の定めにより処理する。 応募する場合は、事前に教育長の承諾を要する。帰国後速やかに報告書を提出すること。
３　国際会議に出席するための海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	外国の教育関係団体等の主催する会議に国内の各種団体等の代表として参加する場合	条例の定めにより処理する。

別表第３　旅行命令による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
旅行命令による海外旅行	学校運営上支障がない範囲で、随時必要と認める期間	(1) 文部省、県教育委員会等が主催する事業等に参加する場合 (2) 修学旅行で児童生徒を引率する場合等	条例の定めにより処理する。 (1)により旅行命令を行ったときは、命令日後１ヶ月以内に別紙様式により、教育長に報告する。

別表第４　研修発令による海外旅行

旅行区分	時期及び期間	旅　行　内　容　等	備　　考
研修発令による海外旅行	随時必要と認める期間	文部省、県教育委員会が主催する教員等海外長期・短期研修等	

（別紙様式）

学校発　第　　－　　号
年　　月　　日

教　育　長　　殿

学　　校　　長

教員等の海外への旅行命令について（報告）

このことについて、次のとおり旅行命令を行ったので、山梨県教員等海外旅行取扱基準第３の⑶の規定に基づき報告します。

１　旅行の名称

２　目的及び内容　　（要項等の添付でも可）

３　旅行命令年月日　　年　　月　　日

４　旅行期間　　年　　月　　日（　曜日）から
年　　月　　日（　曜日）まで　　（　　日間）

５　旅行先（国名）

６　旅行職員　　（職名、氏名、職員番号を記載）

７　その他